

改正

平成12年3月9日条例第2号

平成15年3月20日条例第8号

平成25年12月12日条例第26号

令和元年9月9日条例第7号

八千代町水道事業給水条例

八千代町水道事業給水条例（昭和58年条例第18号）の全部を次のように改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、八千代町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 八千代町の水道事業の給水区域は、八千代町の区域内とする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために町長が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種類とする。

- （1） 専用給水装置 1戸又は1か所で専用するもの
- （2） 共用給水装置 2戸若しくは2か所以上で共用するもの
- （3） 私設消火栓 消防用に使用するもの

（消費税等相当額の定義）

第4条の2 消費税等相当額とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額の合計額をいう。

2 前項の消費税等相当額の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置を新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により町長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 町長が、施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費

- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に町長が定める。

(工事費の予納)

第10条 町長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によつて算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に清算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため、損害を生ずることがあつても町は、その責を負わない。

(給水契約の申込)

第13条 水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ、町長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は町長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。代理人に変更があつたときも同様とする。

(管理人の選定)

第15条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定

し、町長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他町長が必要と認めた者

2 町長は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第16条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、町長が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 町長は、使用水量を計量するため、特に必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置にメーターを設置することができる。

3 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、町長が定める。

(メーターの貸与)

第17条 メーターは、町長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠つたために、メーターを亡失又はき損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を開始し、又はやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに、町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があつたとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があつたとき、又はその住所に変更があつたとき。

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を、消防の演習に使用するとき、町長の指定する町職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第22条 水道料金(以下「料金」という。)は水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によつて水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第23条 料金は、次の表に掲げる水道使用料と量水器使用料との合計額に消費税等相当額を加えた額とする。

(1) 水道使用料

給水管口径	基本水量(月量)	基本料金(月額)	従量料金(1m ³ につき)
13m/m	10m ³	1,750円	250円
20m/m	10m ³	2,250円	
25m/m	10m ³	2,800円	
40m/m		4,400円	
50m/m		8,100円	
75m/m		19,000円	

(2) 量水器使用料

口径	13m/m	20m/m	25m/m	40m/m	50m/m	75m/m
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

1 カ月につ き	100円	200円	210円	400円	950円	2,600円
-------------	------	------	------	------	------	--------

(料金の算定)

第24条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ、町長が、定めた日をいう。）に、メーターの点検を行い、その日の属する月として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量の認定)

第25条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があつたとき。
- (2) 使用水量が不明なとき。
- (3) 共用給水装置により、水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。

- (1) 給水管の口径が25ミリメートル以下のときは、給水量が、基本水量の2分の1以下のとき、基本料金の2分の1
- (2) 給水管の口径が25ミリメートル以下のときは、給水量が、基本水量の2分の1を超えるとときは基本料金とし、基本水量を超えるとときは基本料金と従量料金を合算した額
- (3) 給水管の口径が40ミリメートル以上のときは、使用日数が15日以下のときは、基本料金の2分の1の額と従量料金を合算した額
- (4) 給水管の口径が40ミリメートル以上のときは、使用日数が15日を超えるとときは、基本料金と従量料金を合算した額

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第27条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により毎月徴収する。

2 月の中途で給水を中止したときは、当該中止をしたとき徴収する。

(手数料)

第29条 手数料は、次の各号の区分により、申込み者から申込の際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。

(1) 第7条第1項の指定をするとき

1件につき 10,000円

(2) 第7条第1項の指定の更新をするとき

1件につき 5,000円

(3) 第7条第2項の設計審査（材料の確認を含む。）をするとき

1件につき 1,000円

(4) 第7条第2項の工事の検査をするとき

1件につき 2,000円

(5) 給水装置工事道路占用書類の作成をするとき

1件につき 5,000円

(6) 各種証明手数料

1件につき 300円

(加入金)

第30条 給水装置を新設し、又は改造工事（給水管の口径を増径する場合に限る。以下本条において同じ。）の申込者若しくは従前の給水装置を撤去し、新規に給水装置を設置（従前の給水装置に係る給水管の口径に比べて増径を伴う場合に限る。以下本条において同じ。）しようとする者は、町長に給水加入申込金（以下「加入金」という。）を納付しなければならない。

2 加入金の額は、給水装置の給水管の口径に応じ、次の表に掲げる額に消費税等相当額を加えた合計額とする。ただし、給水装置を改造しようとする者に係る加入金の額は、改造後の給水装置に係る給水管の口径に対応する加入金の額から改造前の給水装置に係る給水管の口径に対応する加入金の額を控除して得た額とし、従前の給水装置を撤去し、新規に給水装置を設置しようとする者に係る加入金の額は新規に設置しようとする給水装置に係る給水管の口径に対応する加入金の額から撤去しようとする給水装置に係る給水管の口径に対応する加入金の額を控除して得た額とする。

給水管の口径	加入金の額
13ミリメートル	150,000円

20ミリメートル	200,000円
25ミリメートル	300,000円
40ミリメートル	600,000円
50ミリメートル	1,000,000円
75ミリメートル	2,000,000円

3 加入金は、給水装置工事の申込みの際、納付しなければならない。

4 既納の加入金は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第31条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第32条 町長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第34条 町長は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者が、第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金、第29条の手数

料又は第30条の加入金を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由がなくて、第24条の使用水量の計量、又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水施設の切り離し)

第35条 町長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第36条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科すことができる。

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者

(2) 正当な理由がなくて、第11条の給水装置の変更等の工事、第16条第2項のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第32条の検査又は第34条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠つた者

(4) 第23条の料金、第29条の手数料又は第30条の加入金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第37条 町長は、詐欺その他不正の行為によつて第23条の料金、第29条の手数料又は第30条の加入金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科すことができる。

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第38条 町長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めたときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第39条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。)

の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 貯水槽水道のうち小簡易専用水道(茨城県安全な飲料水の確保に関する条例(昭和55年茨城県条例第54号。以下「県条例」という。)第2条第3号に定める小簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、県条例第20条に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

3 前2項に定める簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者又は別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うように努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(従前の定めによつてなされた処分の効力)

2 この条例施行の際、廃止前の条例によつてなされた承認、検査その他の処分又は申し込み、届出その他の手続きは、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成12年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年条例第8号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第26号)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この条例による改正後の八千代町水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月 9 日条例第 7 号）

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。